

那覇市公報

第 1 5 9 5 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 随意契約の公表について（クリーン推進課）…………… 419
- 那覇市立壺屋焼物博物館の観光券観覧料の収納事務委託について（文化財課）
…………… 420
- 那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料等の徴収事務委託について（文化財課）… 420
- 平成25年（2013年）4月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）…… 421
- 平成25年（2013年）4月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について
（総務課）…………… 422
- 那覇市立幼稚園保育料等の集金代行業務委託について（こども政策課）…… 422
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）…………… 423
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 426

◇ 公 告 ◇

- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）…………… 427
- 第一牧志公設市場エスカレーター及びエレベーター保守管理業務委託の制限付一
般競争入札の実施について（なはまちなか振興課）…………… 428
- 住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 431
- 制限付一般競争入札による健全化用地の貸付について（管財課）…………… 432

◇ 消防本部訓令 ◇

- 那覇市消防本部救急業務規程の一部を改正する訓令…………… 434

○那覇市消防本部文書取扱規程の一部を改正する訓令……………	435
○那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令……………	436
○大隊指揮隊の試行に伴う勤務等の特例に関する規程……………	439

◇上下水道局告示◇

○平成 25 年度水道メーターの賠償額について……………	441
------------------------------	-----

◇監査委員公表◇

○平成 24 年度財政援助団体等監査の結果に関する措置について（公表） ……	443
--	-----

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1594 号その 2 の正誤の正誤……………	448
--------------------------------	-----

告 示

那 覇 市 告 示 第 41 号

平 成 25 年 4 月 8 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第21条第2項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

契約を締結する前

契約内容 (役務の名称及び数量)	花壇草花植栽維持管理業務委託
契約相手方の決定方法又は 選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 本市在住の障害者の自立・自助支援を展開し組織的な支援活動を行っている法人組織の福祉団体であること。 4 本市と契約実績あり、且つ当該履行状況が良好であること。
申請方法	1 見積書提出(平成25年 5月17日(金)まで)
契約担当課	環境部クリーン推進課 (889-3567)

* 詳細は契約担当課までお問い合わせください。

那覇市告示第 43 号
平成 25 年 4 月 10 日
掲 示 済

那覇市立壺屋焼物博物館の観光券観覧料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 壺屋焼物博物館観光券観覧料収納事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市牧志 2 丁目 1－4 |
| 3 受託者の名称 | 一般社団法人那覇市観光協会
会長 佐久本 武 |
| 4 委託期間 | 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 |

那覇市告示第 44 号
平成 25 年 4 月 10 日
掲 示 済

那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料等の徴収事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料及び図録販売代金の徴収事務 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市上之屋1-10-3 |
| 3 受託者の名称 | 合資会社 日清ビル管理
無限責任社員 上原 清報 |
| 4 委託期間 | 平成25年4月1日～平成25年9月31日 |

那覇市告示第46号
平成25年4月11日
掲 示 済

平成25年（2013年）4月那覇市議会臨時会の招集について

平成25年（2013年）4月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 招 集 の 日 | 平成25年4月19日（金） |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場 |
| 3 付 議 事 件 名 | |
- （1）財産の取得について（大型ビジョン、付帯設備及び映像配信システム）
 - （2）財産の取得について（新たな観光案内所整備事業の土地付区分所有建物取得に係る売買契約）
 - （3）財産の取得について（2 t 級ハイブリッド電動ごみ収集車（走行充電型））
 - （4）財産の取得について（2 t 級ハイブリッド電動ごみ収集車（外部充電型））
 - （5）専決処分の承認を求めることについて（那覇市税条例の一部を改正する条例制定）
 - （6）専決処分の承認を求めることについて（那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

那覇市告示第 57 号
平成 25 年 4 月 18 日
掲 示 済

平成 25 年（2013 年）4 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 25 年（2013 年）4 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付 議 事 件 名

議員派遣について

那覇市告示第 72 号
平成 25 年 5 月 1 日

那覇市立幼稚園保育料等の集金代行業務委託について

那覇市会計規則第34条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

委託業者
那覇市西 1 丁目19番 7 号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役 平良 孝夫

委託期間
自平成25年 4 月 1 日
至平成 26 年 3 月 31 日

那覇市告示第 73 号

平成 25 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名称	所在地	指定年月日
開設者	サービスの種類	
居宅介護支援事業所誠	那覇市字小禄 811 番地 11 (102 号)	平成 25 年 4 月 1 日
合同会社誠	居宅介護支援	
認知症対応型共同生活介護 ハピユシ	那覇市松尾二丁目 17 番 45 号 開南ハピユシ 2 階	平成 25 年 4 月 1 日
株式会社アルカディア	認知症対応型共同生活介護 介護予防 認知症対応型共同生活介護	
居宅介護支援事業所ハピプラン	那覇市松尾二丁目 17 番 45 号	平成 25 年 4 月 1 日
株式会社アルカディア	居宅介護支援	
デイサービスハピライフ	那覇市松尾二丁目 17 番 45 号	平成 25 年 4 月 1 日
株式会社アルカディア	通所介護 介護予防通所介護	
訪問介護事業所ハピケア	那覇市松尾二丁目 17 番 45 号	平成 25 年 4 月 1 日
株式会社アルカディア	訪問介護 介護予防訪問介護	
寿楽ケアステーション	那覇市鏡原町 26 番 26-100 号 鏡原マンション	平成 25 年 4 月 1 日
有限会社楽龍オキナワ	訪問介護 予防訪問介護	
介護支援サービス寿楽	那覇市鏡原町 26 番 26-100 号 鏡原マンション	平成 25 年 4 月 1 日
有限会社 楽龍オキナワ	居宅介護支援	

那覇市地域包括支援センター 小禄	那覇市字小禄 551 番地の 1	平成 25 年 4 月 1 日
医療法人 禄寿会	介護予防支援	
那覇市地域包括支援センター 石嶺	那覇市首里石嶺町 2 丁目 97 番 1	平成 25 年 4 月 1 日
特定医療法人 葦の会	介護予防支援	
那覇市地域包括支援センター 松川	那覇市字松川 301 番地 4	平成 25 年 4 月 1 日
医療法人 社団 輔仁会	介護予防支援	
在宅総合ケアセンター 松島 有限会社ヘルスサポート	那覇市松島二丁目 1 番 23 号 居宅介護支援	平成 25 年 4 月 1 日
那覇市地域包括支援センター 若狭	那覇市若狭二丁目 1 番 10 号	
医療法人 陽心会	介護予防支援	平成 25 年 4 月 1 日
は〜とケアサービス	那覇市松川三丁目 19 番 46 号 株式会社日本インベストビル 1 階	
株式会社 日本ユニテック	通所介護 福祉用具貸 介護予防通所介護 介護予防福祉用具貸与	平成 25 年 4 月 5 日
は〜とケアサービス	那覇市松川三丁目 19 番 46 号 株式会社日本インベストビル 1 階	
株式会社 日本ユニテック	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成 25 年 4 月 1 日
那覇市地域包括支援センター 繁多川	那覇市繁多川三丁目 8 番 13 号	
医療法人 城南会	介護予防支援	平成 25 年 4 月 1 日
那覇市地域包括支援センター 古波蔵	那覇市古波蔵四丁目 13 番 3 号	
沖縄医療生活協同組合	介護予防支援	平成 25 年 4 月 1 日
デイサービスセンターかみはら	那覇市寄宮一丁目 9 番 5 号	
医療法人 おもと会	通所介護 介護予防通所介護	平成 25 年 4 月 1 日
ホームヘルパーステーション かみはら	那覇市寄宮一丁目 9 番 5 号	
医療法人 おもと会	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 25 年 4 月 1 日
訪問看護ステーションかみはら	那覇市寄宮一丁目 9 番 5 号	
医療法人 おもと会	訪問看護 介護予防訪問看護	平成 25 年 4 月 1 日
居宅介護支援事業所かみはら	那覇市寄宮一丁目 9 番 5 号	
医療法人 おもと会	居宅介護支援事業	平成 25 年 4 月 1 日

那覇市地域包括支援センター 安里	那覇市安里一丁目 7 番 3 号 7 階	平成 25 年 4 月 1 日
社会福祉法人おもと会	介護予防支援	
グループホーム たんぽぽ	那覇市寄宮一丁目 9 番 5 号 地域包括ケアセンターかみはら 4 階	平成 25 年 4 月 12 日
医療法人 おもと会	認知症対応型共同生活介護	
那覇市地域包括支援センター おもろまち	那覇市おもろまち三丁目 6 番 3 号 愛和ビル 3 階	平成 25 年 4 月 1 日
医療法人 愛和会	介護予防支援	
那覇市地域包括支援センター 識名	那覇市識名三丁目 15 番 2 号	平成 25 年 4 月 1 日
医療法人 誠和会	介護予防支援	
規模多機能ホーム すずらん	那覇市寄宮一丁目 9 番 5 号 地域包括ケアセンターかみはら 4 階	平成 25 年 4 月 12 日
医療法人 おもと会	小規模多機能型居宅介護 介護予防 小規模多機能型居宅介護	
那覇市地域包括支援センター 松尾	那覇市松尾二丁目 16 番 45 号	平成 25 年 4 月 1 日
医療法人 育泉会	介護予防支援	
那覇市地域包括支援センター 大名	那覇市首里大名町一丁目 43 番地 2	平成 25 年 4 月 1 日
社会福祉法人 ゆうなの会	介護予防支援	
那覇市地域包括支援センター 金城	那覇市金城二丁目 2 番 7 号 ティアラパレス 1 階	平成 25 年 4 月 1 日
社会福祉法人 沖縄偕生会	介護予防支援	

那覇市告示第 74 号

平成 25 年 5 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名称 開設者	所在地	指定年月日
とくりん薬局 赤嶺駅前店 株式会社 ユース	那覇市赤嶺二丁目 1 番地 9	平成 25 年 4 月 1 日
訪問看護スーションかみはら 医療法人 おもと会	那覇市寄宮一丁目 9 番 5 号	平成 25 年 4 月 2 日

公 告

那覇市公告第 398 号

平成 25 年 3 月 29 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則（昭和 44 年建設省令第 53 条）第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
本部都市計画公園事業 5・7・1 号沖縄国際海洋博覧会記念公園及び
那覇広域都市計画公園事業 5・5・那 5 号首里城公園
2. 施行者の名称
国土交通大臣
3. 事務所の所在地
内閣府沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所
4. 事業地
（1）収用の部分 変更なし
（2）使用の部分 変更なし
5. 事業施行期間
昭和 51 年 3 月 27 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 建設管理部 花とみどり課

那覇市公告第 15 号

平成 25 年 4 月 17 日

掲 示 済

第一牧志公設市場エスカレーター及びエレベーター保守管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 第一牧志公設市場エスカレーター及びエレベーター保守管理業務委託
- (2) 履行場所 第一牧志公設市場（那覇市松尾 2 丁目 10 番 1 号）
- (3) 履行期間 契約日から平成 26 年 3 月 31 日
- (4) 目的 第一牧志公設市場に設置しているエスカレーター 1 基及びエレベーター 1 基を正常かつ良好な運転状態に保つため、定期点検及び故障対策を実施する。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく建設業者格付名簿に登録していること。
- (2) 本市または本市近郊に本店、支店または営業所があり、緊急時の対応が可能であること。
- (3) 所在地の市町村税を完納していること。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) 過去2年間に建物の昇降機保守業務の請負実績があること。
- (13) 「昇降機検査資格者」資格を有する従業員が5人以上いること。
- (14) 制服制度があること。
- (15) その他市長が必要と認める条件

3 入札参加資格の確認申請

（申請書等の市様式は、窓口または那覇市ホームページにて提供します。）

(1) 受付期間

平成25年4月17日（水）～同年4月26日（金）（土、日を除く）

8時30分～17時15分まで（12時～13時を除く）

(2) 受付場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所6階

なはまちなか振興課 市場管理グループ

（直接持参により提出。郵送による提出は不可）

(3) 提出書類

- ① 入札参加資格審査申請書（市様式）
- ② 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- ③ 業務実績表（市様式）
- ④ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 市町村税完納証明書
- ⑦ 所在地確認資料（市様式）
- ⑧ 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- ⑨ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
- ⑩ 国土交通大臣認定の昇降機検査資格者または国土交通大臣の指定する昇降機検査資格者講習を修了したことを証する書類の写し
- ⑪ その他市長が必要と認める書類

※平成25年4月30日（火）までに、申請者に対し入札参加資格確認結果を通知します。認定を受けた者に限り入札に参加可とします。

4 入札説明会

日 時 平成25年5月2日（木）

13時30分受付開始 13時40分説明開始

場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所6階 会議室601

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成 25 年 5 月 8 日（水）

13 時 30 分受付開始 13 時 40 分入札開始

場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 6 階 会議室 601

※本庁舎の駐車場は有料です。

6 入札時提出書類（入札説明会にて配布します。）

(1) 入札書（市様式）

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、下記のとおり入札前までに見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、那覇市契約規則第 12 条第 1 項の規程に該当する場合は免除とする。なお、那覇市契約規則第 12 条第 1 項の適用を受けようとする者は、それに係る関連書類（入札保証保険契約に係る保険証券等）を入札受付時に提出すること。

(1) 平成 25 年 5 月 8 日（水）午前 10 時までに、入札保証金納付申請書（市様式）を記入の上、なはまちなか振興課へ F A X により通知すること。（F A X 番号：863-1752）

(2) なはまちなか振興課が発行する納付書により、金融機関にて納めること。

(3) 入札受付時に、前記(2)で納めた領収書の写しを提出すること。

8 契約保証金

契約保証金は、那覇市契約規則第 4 条第 1 項第 9 号に基づき免除とする。

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札。

(3) 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。

(4) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印を欠く入札。

(5) 入札書の表記金額を訂正した入札。

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。

(7) 明らかに談合によると認められる入札。

(8) 他の参加者の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした入札。

(9) その他入札に関する条件に違反した入札。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問い合わせ

那覇市経済観光部 なはまちなか振興課 市場管理G
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-863-1750 F A X 098-863-1752

那覇市公告第 19 号
平成 25 年 4 月 18 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 36 号

平成 25 年 5 月 1 日

制限付一般競争入札による健全化用地の貸付について

那覇市所有の次の土地を平面駐車場の用途として貸付するため、制限付一般競争入札を実施します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 契約の名称

健全化用地の貸付（平面駐車場）

(2) 入札に付する物件

①所 在 地：那覇市上之屋一丁目 2 番 1 及び 2 番 2（204 街区）

那覇市上之屋一丁目 13 番 1（199 街区）

②貸付面積：26,197.36 m²

(3) 契約期間：

平成 25 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 那覇市に本社や営業所を有する法人。

(2) 入札参加資格は地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定によるとともに、那覇市の市税の滞納がないこと。

(3) 那覇市契約参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 暴力団員又は法人であつてその役員が暴力団員でない者。

3 契約事項を示す場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階

那覇市 総務部 管財課

4 入札の日時及び場所

(1) 日 時：平成 25 年 5 月 28 日（火） 午後 2 時

(2) 場 所：那覇市役所本庁舎 5 階 管財課入札室

5 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札額の 100 分の 5 以上の入札保証金を、納付しなければ入札に参加できません。ただし、那覇市契約規則第 12 条第 1 項の規定に基づく場合は免除とします。

- 6 予定価格は、金 54,342,291 円です。
落札価格は予定価格以上の最高入札価格とします。
- 7 入札参加資格者又は代理人の出席により行い、郵便又は電話による入札は認めません。
- 8 入札に参加する者に必要な資格の無い者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
- 9 入札実施要領の交付に関する事項
 - (1) 入札案内書の交付及び入札参加申込受付けは、那覇市総務部管財課で行います。
 - (2) 入札参加申込受付期間は、平成 25 年 5 月 1 日（水）から平成 25 年 5 月 15 日（水）まで。
- 10 その他
 - (1) 落札者は、当該入札物件が公有財産であることに留意し、利用すること。
 - (2) その他詳細については、「制限付一般競争入札による健全化用地の貸付（平面駐車場）実施要領」によります。

【お問い合わせ先】

那覇市 総務部 管財課 財産管理・企画G
電話：(代表) 098－867－0111（内 2076）
（直通）098－862－9904

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第2号

平成25年3月13日

公 表 済

那覇市消防本部救急業務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防本部

消防長 仲 里 仁 公

那覇市消防本部救急業務規程の一部を改正する訓令

那覇市消防本部救急業務規程（昭和61年那覇市消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（関係機関への通知） 第22条 隊長は、次の各号に掲げる事由の一に該当するときは、当該各号に定める行政機関に、遅滞なくその旨を通知するものとする。 （1） [略] （2） 第17条第2項の規定に該当するとき <u>健康推進課長又は所轄の保健所長</u> （3）～（4） [略]	（関係機関への通知） 第22条 [略] （1） [略] （2） 第17条第2項の規定に該当するとき <u>那覇市保健所長</u> （3）～（4） [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から改正する。

那覇市消防本部訓令第3号

平成 25 年 3 月 13 日

公 表 済

那覇市消防本部文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防本部

消防長 仲 里 仁 公

那覇市消防本部文書取扱規程の一部を改正する訓令

那覇市消防本部文書取扱規程（平成10年消防本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（文書作成の原則） 第4条 文書の作成に当たっては、本市の文書の取扱いに関する諸規定のほか、<u>常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）</u>、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）及び外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）により、平易、簡潔かつ正確に表現するように努めなければならない。 （史料文書） 第53条 廃棄を決定した文書のうち、史料文書として<u>歴史博物館長</u>が指定する文書については、<u>歴史博物館</u>に移管するものとする。	（文書作成の原則） 第4条 文書の作成に当たっては、本市の文書の取扱いに関する諸規定のほか、<u>常用漢字表（平成22年内閣告示第1号）</u>、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）及び外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）により、平易、簡潔かつ正確に表現するように努めなければならない。 （史料文書） 第53条 廃棄を決定した文書のうち、史料文書として<u>文化財課長</u>が指定する文書については、<u>文化財課</u>に移管するものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市消防本部訓令第9号
平成 25 年 3 月 25 日
公 表 済

那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防本部
消防長 仲 里 仁 公

那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市消防署の組織に関する規程(昭和47年那覇市消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																										
(趣旨) 第1条 この規程は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第10条第2項の規定に基づき、本市の消防署(以下「署」という。)の組織について必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 署に次の係を置く。 (1)～(4) [略] (署職員の職及び階級) 第3条 署に署長及び<u>次席</u>を、係に係長を、出張所に出張所長を置く。 2 [略] 3 消防吏員の職名及び階級は、次の表のとおりとし、同表の左欄に掲げる職は、同表の右欄に掲げる階級にある者をもって充てる。 <table border="1"> <tr> <td>署長</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td><u>次席 主幹</u></td><td><u>消防司令</u></td></tr> <tr> <td>係長 主査 出張所長</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>主任</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>主任主事</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>主事</td><td>[略]</td></tr> </table> (職務) 第4条 [略] 2 <u>次席及び主幹</u>は、署長を補佐し、署長の命を受けて署の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 3 <u>係長及び出張所長</u>は、各上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮	署長	[略]	<u>次席 主幹</u>	<u>消防司令</u>	係長 主査 出張所長	[略]	主任	[略]	主任主事	[略]	主事	[略]	(趣旨) 第1条 この<u>訓令</u>は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第10条第2項の規定に基づき、本市の消防署(以下「署」という。)の組織について必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 [略] (1)～(4) [略] <u>(5) 救急係</u> (署職員の職及び階級) 第3条 署に署長及び<u>副署長</u>を、係に係長を、出張所に出張所長を置く。 2 [略] 3 消防吏員の職名及び階級は、次の表のとおりとし、同表の左欄に掲げる職は、同表の右欄に掲げる階級にある者をもって充てる。 <table border="1"> <tr> <td>署長</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td><u>副署長</u></td><td><u>消防司令長</u></td></tr> <tr> <td><u>主幹</u></td><td><u>消防司令</u></td></tr> <tr> <td>係長 主査、出張所長</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>主任</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>主任主事</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>主事</td><td>[略]</td></tr> </table> (職務) 第4条 [略] 2 <u>副署長</u>は、署長を補佐し、署長の命を受けて署の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 3 <u>主幹、係長、主査及び出張所長</u>は、各上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所	署長	[略]	<u>副署長</u>	<u>消防司令長</u>	<u>主幹</u>	<u>消防司令</u>	係長 主査、出張所長	[略]	主任	[略]	主任主事	[略]	主事	[略]
署長	[略]																										
<u>次席 主幹</u>	<u>消防司令</u>																										
係長 主査 出張所長	[略]																										
主任	[略]																										
主任主事	[略]																										
主事	[略]																										
署長	[略]																										
<u>副署長</u>	<u>消防司令長</u>																										
<u>主幹</u>	<u>消防司令</u>																										
係長 主査、出張所長	[略]																										
主任	[略]																										
主任主事	[略]																										
主事	[略]																										

監督する。 （職務代理） 第5条 署長に事故があるとき、又は署長が欠けたときは、<u>次席</u>が署長の職務権限を代理して行う。 2 署長及び<u>次席</u>ともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ消防長が定めた者が署長の職務権限を代理して行う。 3 [略] （その他） 第8条 この<u>規程</u>に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。	属職員を指揮監督する。 （職務代理） 第5条 署長に事故があるとき、又は署長が欠けたときは、<u>副署長</u>が署長の職務権限を代理して行う。 2 署長及び<u>副署長</u>ともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ消防長が定めた者が署長の職務権限を代理して行う。 3 [略] （その他） 第8条 この<u>訓令</u>に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 表の改正規定において、改正後部分に係る罫線に対応する改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市消防本部訓令第 10 号
平成 25 年 3 月 26 日
公 表 済

大隊指揮隊の試行に伴う勤務等の特例に関する規程を次のように定める。

那覇市消防本部
消防長 仲 里 仁 公

大隊指揮隊の試行に伴う勤務等の特例に関する規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、大隊指揮隊(以下「指揮隊」という。)を試行することに伴い、指揮隊の勤務等に関し、那覇市消防署の組織に関する規程(昭和47年那覇市消防本部訓令第1号)第4条及び那覇市消防本部警防規程(平成20年消防本部訓令第1号)第9条の特例を定めるものとする。

（勤務種別）

第2条 指揮隊に配属された職員の勤務種別は交替制勤務とする。

（管轄区域）

第3条 指揮隊が管轄する区域は、那覇市全域とする。

（指揮命令系統）

第4条 指揮隊は、現場では署長の指揮監督下に入るものとする。

（執務等の場所）

第5条 指揮隊の執務及び仮眠場所は、中央消防署本署とする。

（試行期間）

第6条 本指揮隊の試行期間は、平成25年4月1日から同年9月30日までとする。

（その他）

第7条 この訓令に定めるもののほか、指揮隊の勤務等について必要な事項は別に定める。

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第1号

平成 25 年 4 月 4 日

掲 示 済

平成 25 年度水道メーターの賠償額について

那覇市水道条例第 17 条第 3 項の規定に基づき、水道メーターの賠償額について、
定めたので別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁長 聡

平 成 2 5 年 度 水 道 メ ー タ ー の 賠 償 額

品 名	口 径mm	金 額	備 考
水道メーター	13mm	7,000円	
	20mm	12,900円	
	25mm	13,500円	
たて型ウォルトマン	40mm	43,200円	
	50mm	147,000円	
	75mm	178,000円	
	100mm	226,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	
たて型 電子式メーター	50mm	202,000円	
	75mm	234,000円	
	100mm	281,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	

平成25年度給水装置工事資材統一単価表

期 間 平成25年4月1日～平成26年3月31日まで

監査委員公表

那 監 公 表 第 1 号
平成 25 年 5 月 1 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	喜 舎 場 盛 三
同	屋 良 栄 作

平成 24 年度財政援助団体等監査の結果に関する措置について（公表）

平成 24 年度財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び那覇市教育長から通知があったので、次のとおり公表します。

平成 24 年度財政援助団体等監査の結果に関する措置について

こどもみらい部

○ 子育て応援課

（1）放課後児童クラブについて（注意事項）

「放課後児童クラブ」は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて「健全な育成」を図る事業である。

本市の各児童クラブ（44 補助団体）の月額保育料（給食費・おやつ代含まず。）は 1 年生で 6,500 円～1 万 4,000 円、指導員の給与月額（期末手当含む。）は約 9 万 5,000 円～26 万 7,000 円と児童クラブによって大きな開きがある。また、各児童クラブの年間事業計画も多様である。

これは、県外の児童クラブが公設・公営又は公設・民営による運営が主であるのに対し、本市の児童クラブが公設（学校の空教室）・民営（26 団体）や民設（民間アパート）・民営（18 団体）で運営されてきたことや、市の当該事業に対する運営指針を定める「放課後児童クラブガイドライン」が整備されていないこと等によるものと思われる。

また、運営委員会や監査機能、財務処理における証憑類の整理や指導員の就労要綱の整備等が不十分な団体が散見された。

これらの課題の改善や児童クラブの運営を一層充実するために、市のガイドラインの整備や施設・設備の充実、学校・関係機関及び地域との連携の強化や指導員の資質の向上等、適切な対応に努められたい。

児童クラブの運営に当たっては、事業の公共性を考慮して、児童が等しく健全な育成の機会が得られるよう、適切に運営されることが求められている。市は、各放課後児童クラブの運営状況を把握するための体制を確保し、定期的又は随時に確認し必要な指導・助言を行う等、質の向上が図れるよう努められたい。

なお、補助金交付申請に係る事務手続きにおいて、受領印の押印漏れが見られることから事務手続きの適正化に留意されたい。

□ 注意事項に関する措置

当該事業に対する運営指針については、県内の市町村ではガイドラインの策定は無く、県の放課後児童クラブガイドラインに基づいています。今後、子ども・子育て関連3法での条例化の中で整備を図って行きたいと考えています。

運営委員会や監査機能、財務処理における証憑類の整理、指導員就労要綱等については、平成25年2月23日に行った運営委員研修会で各児童クラブへ是正するよう指導しました。

指導員の資質向上については、研修会を開催しております。今後も県と連携しながら研修会を行う等、資質向上に努めて行きたいと思います。

児童クラブの運営状況を把握するための体制の確保等については、本市内部における組織の強化を継続して関係課と調整して行きたいと考えます。

申請に係る事務手続きについては、今後、受領印を押印するように改善します。

（2）補助金の充当について（注意事項）

那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）では、運営に要する経費の全部又は一部について補助金を交付するとしている。また、交付要綱第3条別表において、補助対象経費から「飲食物費を除く。」と規定されている。しかし、各児童クラブにおいて、活動費として、歓迎会、懇親会、親子バーベキュー等の行事に際し飲食物費が計上され、これに補助金を充当するという不適切な充当がみられる。交付要綱に基づき適切に補助金を充当されたい。

また、県外研修費、お土産代、娯楽施設入場代、花束代、映画のチケット代等「放課後児童健全育成事業」の目的にそぐわないと思われる支出が見られるのでその内容について検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

行事費に含まれる飲食物費も補助対象ではないので、飲食物費には補助金を充当しないこと、また、「放課後児童健全育成事業」の目的に沿った事業計画を建てること等を、平成25年2月23日に行った運営委員研修会で各児童クラブへ指導しました。

（3）こざくら児童クラブ

光熱水費（電気料金、水道料金、ガス料金）の負担割合について（要望事項）

こざくら児童クラブは、こざくら保育園に併設されていることから光熱水費メーターが共有となっているが、光熱水費の負担割合は児童クラブが3分の2、保育園が3分の1となっている。児童クラブの負担割合が大きい理由として、児童クラブの使用人数が保育園より多いことを挙げているが、補助金の対象である当該光熱水費の使用負担分を明確にするため、メーターの分離設置等を検討されたい。

（4）小緑南児童クラブ

対象児童について（注意事項）

小緑南児童クラブ運営規程によると、受け入れ対象児童が小学校2年生から6年生とされ小学校1年生が対象外となっている。

国の放課後児童クラブガイドラインや那覇市放課後児童健全育成事業実施要綱のとおり小学校1年生から対象にするよう運営規程の改正をされたい。

（5）はぐくみ児童クラブ

補助金充当額（行事費）の内容について（注意事項）

当該児童クラブに係る平成23年度運営補助金（485万2,500円）のうち、26.5%にあたる128万4,130円が県外交流会の航空運賃、宿泊費等に充てられている。

那覇市放課後児童健全育成事業実施要綱の別表の規定には、補助事業の対象経費として「飲食物費を除く。」との制限規定しかないので、当該県外交流会等に関しては、禁止規定は置かれていないが、同要綱等の趣旨、目的等を考慮すると、補助対象経費のあり方として、適切さを欠くおそれもある。

市補助金を充当して行う事業については、適切さを欠くことがないよう努められたい。

□ 注意事項等に関する措置

3児童クラブへの注意事項等について

こざくら児童クラブへは、メーターを別に設置して使用負担を明確にすること、小緑南児童クラブへは、小学校1年生から対象にするよう運営規程の改正を、はぐくみ児童クラブへは、県外交流については、保育料ではなく、参加者から別途、参加費を徴収して行うよう是正の指導をすると共に、平成25年2月23日に行った運営委員研修会で各児童クラブへも是正するよう指導しました。

健康福祉部**○ チャーがんじゅう課**

補助金の交付事務について（要望事項）

認知症高齢者グループホームに併設する地域交流室の整備工事のため、那覇市地域介護・福祉空間整備等補助金として140万円を、有限会社シルバーケア夢に対し交付しているが、工事積算額の妥当性や、工事完了の検査について、専門的にチェックする体制が整っていない。これらの課題を解消するため、建築工事関連部署との連携を図り技術支援を受ける等の方策を検討されたい。

補助金交付先団体から提出された工事着手報告書については、一部記載漏れのまま受理されていたので、チェック漏れがないよう十分に内容を確認された。

また、補助金交付額確定の際に、交付先団体が工事発注業者に対し工事費用を支払っているかについて確認を行っていないが、補助金の適正な執行のため、これを確認する必要がある。なお、当該工事費用の支払いについては、支払領収書により確認した。

以上の課題事項について確実に履行されるよう、補助金交付要綱等を整備されたい。

□ 要望事項に関する措置

工事費用の妥当性の確認及び工事完了検査について、専門的にチェックする体制の整備を図るため、次年度以降に建築工事、工事検査部門との連携を図れるよう調整を行うことを検討しております。

また、これまで実績報告書の添付書類として、工事費用の請求書でも可とし、補助金額の確定を行っている例がありましたが、今後は、当該補助金に関する工事費用を支払っているかを確認できる書類の添付を求めるなど事務処理の運用を改め、各種様式の整備を行います。

○ 障がい福祉課

（1）補助金決定手続きの確認について（要望事項）

補助事業に係る最終補助金額決定手続きの事務作業が年度末の1、2週間で31団体すべての確認作業を職員1人で担当している現状がある。

補助金の交付手続きは、多額の公費を支出する重要な手続きであるので、その確認作業については、所管課の体制の見直しを図り、慎重かつ適切な事務手続きを行われたい。

□ 要望事項に関する措置

補助金決定手続きの確認については、ご指摘のとおり短期間に主査1人で業務をおこなっていた経緯がありました。今後は複数の職員で確認作業をおこなうべく課内のチェック体制の見直しをはかり適切な事務手続きを進めていきたいと考えております。

（2）沖縄中央育成園生活支援センター

補助事業に係る契約方法について（要望事項）

通所サービス等利用促進事業に係るリース車両の契約決定方法について、随意契約で決定されている。当該社会福祉法人の経理規程には、一般競争入札及び指名競争入札の規定が整備されているので、それに則した契約方法が可能であったと思われる。

補助事業といえども最小の経費で最大の効果を求める公契約の理念は適用されるものであり、適正な契約事務手続きについて、所管課としての確認を十分に行われたい。

□ 要望事項に関する措置

補助事業に係る契約方法については、ご指摘のとおり、社会福祉法人育成福祉会経理規程に明記されておりますが、当該リース契約において一般競争入札及び指名競争入札を経ず契約を行ってまいりました。今後、本会経理規程に基づき、是正致します。

教育委員会 学校教育部

○ 青少年育成課

加盟団体数の増加について（要望事項）

那覇市青年団体連絡会（以下「青年団体連絡会」という。）に対する那覇市生涯学習振興費補助金（団体補助）は、補助金を活用した地域づくりの一環として、市内の各地域で活動する青年団体を網羅することにより、那覇市における青年活動の活性化を図ることを目的としている。

青年団体連絡会の加盟数は、第4次総合計画の施策「地域と連携して青少年の健全育成を図る」の成果指標にもなっており、現在の7団体から平成24年度は20団体としているが数値目標の達成には厳しい状況である。

青年団体連絡会の活動については、当該青年団体連絡会主催の「なは青年祭」が今年で20回目を迎え、地域で活動する多数の青年団体等が参加して行われるなど評価できるものの加盟数増加につながっていない。

当該補助金事業を所管する青少年育成課については、補助金事業の目的を効果的に達成するため、各地域にある青年会の現状把握と課題分析を行うとともに加盟団体の増加及び事業活性化のための方策について青年団体連絡会と協議し、具体的かつ実効性のある行動に取り組まれない。

□ 要望事項に関する措置

加盟団体数の増加については、自治会等を通して各地域で活動している青年会、青年団体等の情報収集を行い、効果的な参加の呼びかけを検討し、那覇市青年団体連絡会に加盟する団体数の増加につなげるよう努めたい。

また、定期的に当該連絡会との協議を行い、実情を把握しながら連携を取り、当該連絡会、加盟団体の活性化に寄与するような支援を検討したい。

正 誤

○那覇市公報第 1594 号その 2 の正誤の正誤

2013 年（平成 25 年）4 月 15 日付け那覇市公報第 1594 号その 2 の正誤について、
次のとおり訂正する。

ページ	訂正 箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
416	下から 7 行目	那覇市公報第1594号の正誤	那覇市公報第1594号その 2 の正誤